

**再生可能エネルギーの固定価格買取制度
について**

(第4回調達価格等算定委員会)

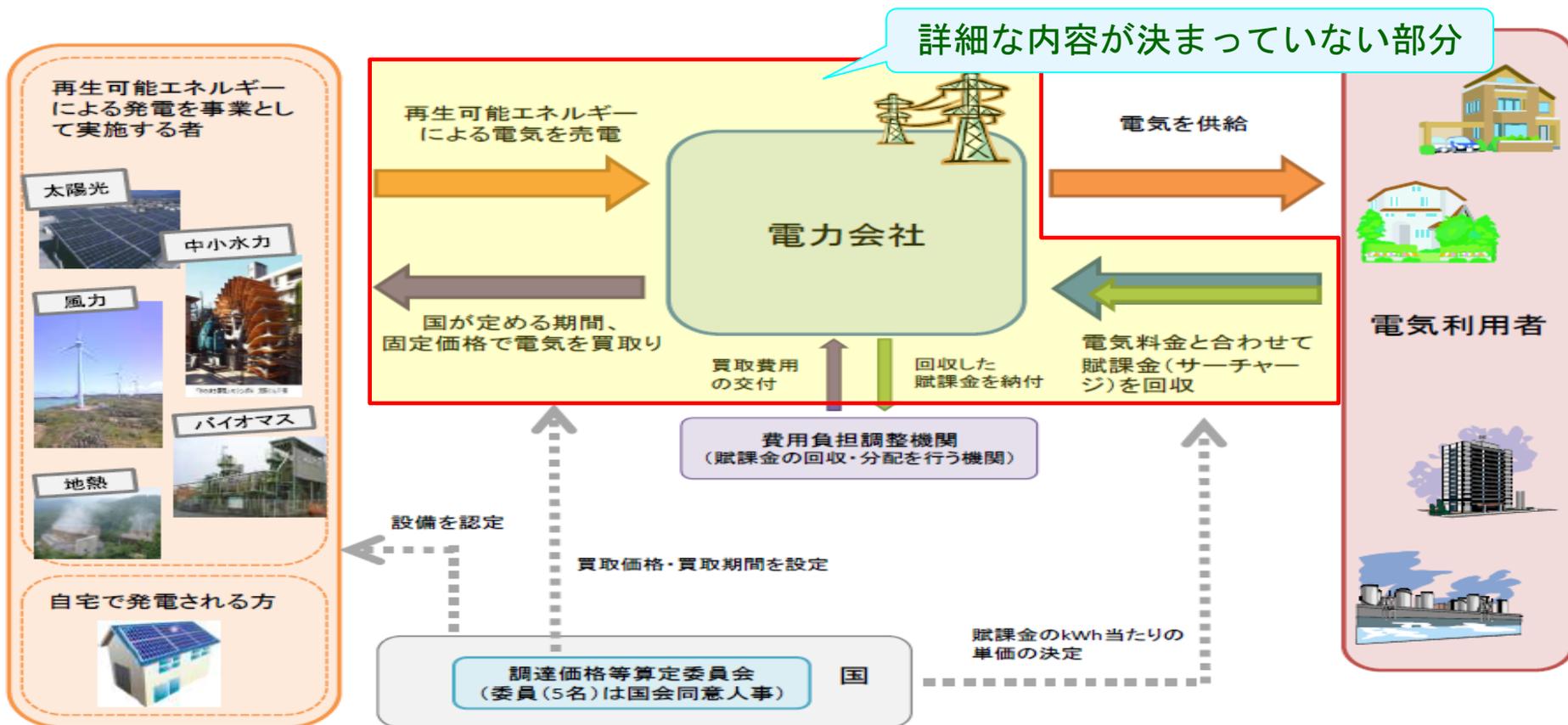
**2012年4月3日
電気事業連合会**

- ◆ 固定価格買取制度は、買取負担等について国民各層の理解を得ることを前提に、再生可能エネルギーの導入量を短期間に大幅に拡大するための政策手段として、新たな効果が期待される制度と考えています。
- ◆ 電気事業者としては、再生可能エネルギー電源との接続、定められた価格での買取り、電気料金へのサーチャージ等、ルールに基づいて適切な運用を行って参ります。
- ◆ 特に、系統の接続や運用にあたっては、従来から、公平性や透明性の確保に努めていますが、新制度の下で接続が義務化されることを踏まえ、説明責任をきちんと果たすとともに、再生可能エネルギーの導入が進むよう、積極的に対応して参ります。
- ◆ 買取価格・期間については、特に、持続的な導入拡大を目指していくためには、再生可能エネルギー自体のコスト低減が最も重要であるので、「適正利潤」を勘案した買取価格を設定しつつ、再生可能エネルギー発電事業者のコスト低減努力が最大限促されるような制度設計とすべきと考えます。

Ⅱ. 制度導入に伴う電力会社の実務の現状

制度導入に伴う再生可能エネルギー事業者からの申込みは、導入初年度で20万件以上に達すると想定され、業務を迅速かつ的確に行うためには、業務処理のシステム化が不可欠です。

⇒しかしながら、買取価格など制度の詳細部分が現時点で決まっています。



電力会社では、制度導入に伴い必要となる買取料金の計算等を迅速かつ的確に行うため、以下の業務処理プロセスをシステム化し対応する予定です。

⇒①契約管理フォーマットの構築は、②～⑤のプロセスのシステム化の前提であり、特に、その諸元である「買取区分」、「買取価格」、「買取期間」等の確定は最も重要です。

【業務処理プロセス】

①買取契約毎に、契約管理フォーマット(設備内容・買取区分・買取価格・買取期間・買取実績等を管理)を作成

②買取電力量の検針のために、買取契約毎に検針員の携帯端末に当月分データを登録

③検針結果(買取電力量)と買取価格にもとづき当月分の買取料金を計算

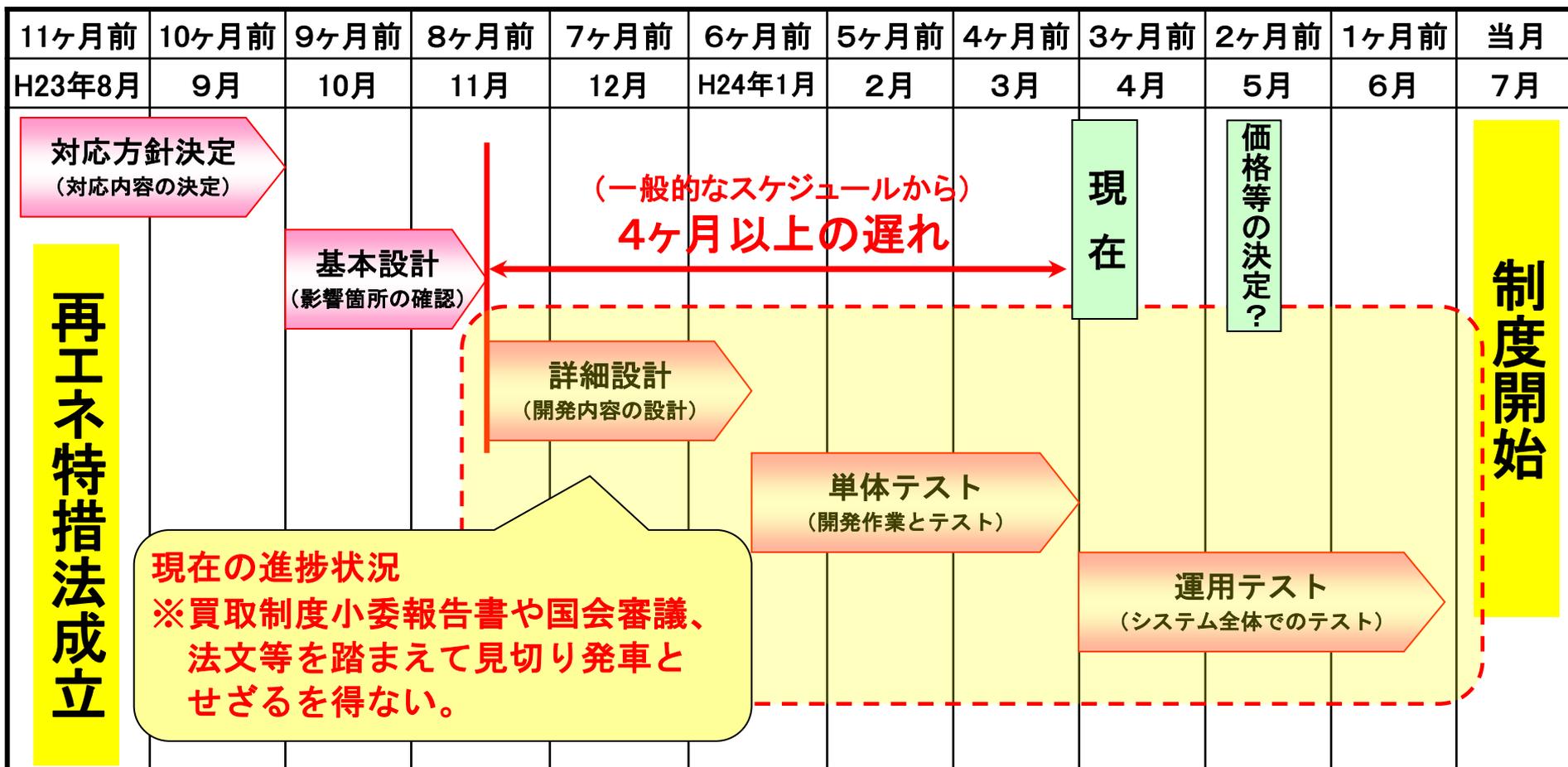
④当月分の買取料金を発電設備の設置者の口座に支払い

⑤当月分の買取実績を費用負担調整機関へ報告

Ⅱ. 制度導入に伴う電力会社の実務の現状

制度開始に間に合うよう、出来る限り早期のシステム化を図っていく必要がありますが、買取区分等が決まっていないため、システムテストなどの準備がほとんどできないなど、システム開発スケジュールに遅れが生じている状況です。

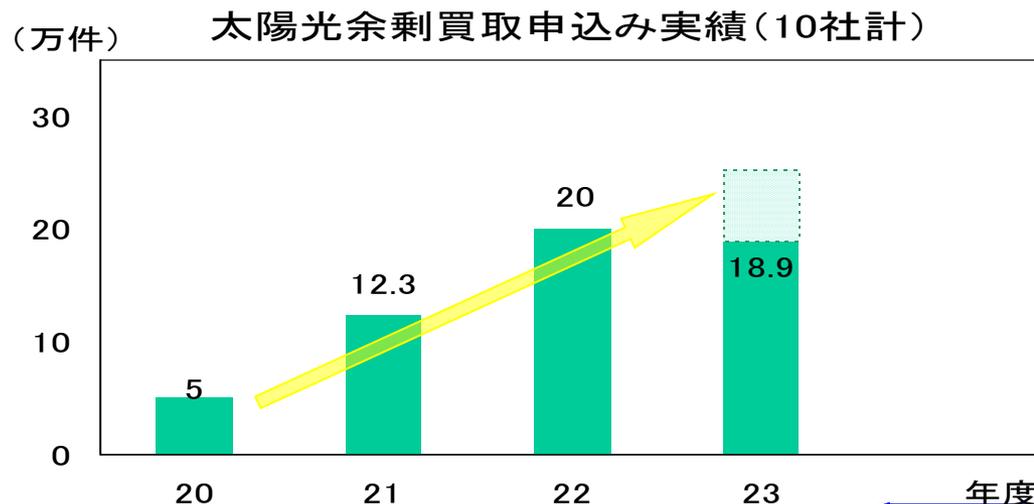
【今回規模の制度変更における電気事業者のシステム開発スケジュール】



(システムが間に合わない場合の対応)

- ・お客さま対応や費用負担調整機関への報告にあたって迅速かつ的確に業務を行う必要があるため、少なくとも件数の多い住宅用太陽光発電については、システムにより対応したいと考えています。
- ・システム開発などの準備は一定の想定を置いて進めていますが、7月1日施行に向けて残り3ヵ月程度しかない中、買取区分等が複雑になる場合には、システム化が間に合わない可能性が高くなります。その場合は、手作業による対応をせざるを得ません※。

※特に住宅用太陽光は、太陽光余剰買取制度導入後、新規申込が大幅に増加しており（年間20万件超）、システム対応が間に合わない場合、電力各社において、多くの件数を、手作業によって、料金計算・契約管理をしなければならなくなります。



※23年度は23年12月末実績

① 分かり易いシンプルな買取区分

システム対応の観点のみならず、電力会社の窓口で、買取の申込みを円滑に行っていくために、買取区分等は、出来る限り分かり易くシンプルなものにしていただくようお願いします。なお、このことは、既に現行制度の下で買取を始めているお客さまとの公平性の観点からも重要と考えます。

② 国による設備認定の実施

新制度の下では電気事業者は買取義務者となることから、買取対象設備や買取区分の判断にあたっては、厳格な客観性や透明性が求められることとなります。国の機関において、責任をもって認定手続きを行っていただくようお願いします。

③ 国による理解活動

制度実施にあたっては、消費者や産業界など、国民各層の理解が不可欠です。電気料金の実務を担う電力会社のお客さま対応窓口において混乱を招くことのないよう、制度の趣旨・内容について、国が十分時間をかけて、国民に対する説明を丁寧に行っていただくようお願いします。